

「2020年版 各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望」 調査結果の特徴

貿易・投資円滑化ビジネス協議会
事務局 日本機械輸出組合

「貿易・投資円滑化ビジネス協議会」は、2019年12月～2020年2月に会員127団体に対して日本企業がその貿易相手・投資先国である世界各国・地域統合において直面している障壁に関するアンケート調査を実施し、その結果、『2020年速報版 各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望』を取り纏めた。（2020年版速報版の全文は、協議会 HP：<http://www.jmcti.org/mondai/sokuhou.html> をご参照。）

調査結果の概要は、以下の通り。

1. 調査結果概要

(1) 2020年版調査結果の要点

- ① 米中貿易摩擦や英国の EU からの離脱(Brexit)など保護主義的な政策動向が目立った昨年に対して、2020年は、2019年終わりに中国で発生したコロナウイルス感染拡大がパンデミックとなり、まさに歴史の転換点とも言える年となった。企業が世界に張り巡らせたサプライチェーンの分断、人の移動の制限を余儀なくされた。需要ショックと供給ショックの併発が世界経済の失速を招き、グローバルビジネスに依存する我が国産業界も大きな打撃を受けている。
- ② コロナ禍の初期においては、医療関係をはじめとする物品の供給不足が発生し、自国への供給を優先するが為の保護主義的な動きが世界各地で発生した。一部の国が窮地に陥ることのないよう、緊急時においてもグローバルに物資が流通する仕組みを確保する為、WTO等世界機関への期待が改めて高まっている。
- ③ 少しずつではあるものの、諸問題の改善、進捗はみられる一方、貿易・投資障壁の多くが未解決であり、継続的なフォローアップが必要である。今年の問題項目の総数は1,461件であり、昨年比で1割の減少となった(-162件)。そのうち新興国・途上国の占める割合が8割弱に上る。
- ④ 国別では、中国、インド、インドネシア、ブラジルが前年と同じトップ4であった。4カ国の内、インドとインドネシアでは問題件数が横ばいであるが、中国とブラジルでは、昨年までの増加傾向から減少に転じた。その他の国ではフィリピン、ナイジェリア、アルジェリアなどの国が高い増加率を示している。
- ⑤ 地域別では、グローバル全体で減少傾向にあるものの、中東・アフリカ地域においてのみ問題件数が増加している。
- ⑥ 分野別では、輸出入規制・関税・通関規制、雇用、税制、知的財産制度運用の問題が従前同様4大分野として依然多く指摘されている。諸制度・慣行・非効率な行政手続き、工業規格・基準安全認証の問題も4大分野に続いて指摘件数は多いものの、いずれも分野でも昨年までの増加傾向が減少に転じた。

- ⑦ 先進国では輸出入規制・関税・通関規制、雇用、税制、知的財産制度運用の問題が多く、外資規制を始めとする規制関連の問題が少ない。新興国・途上国でも輸出入規制・関税・通関規制、税制、雇用、知的財産制度運用の問題が多いが、先進国に比べて、工業規格・基準安全認証、諸制度・慣行・非能率な行政手続き、法制度の未整備・突然の変更、為替、金融、外資参入規制等の問題が多い。

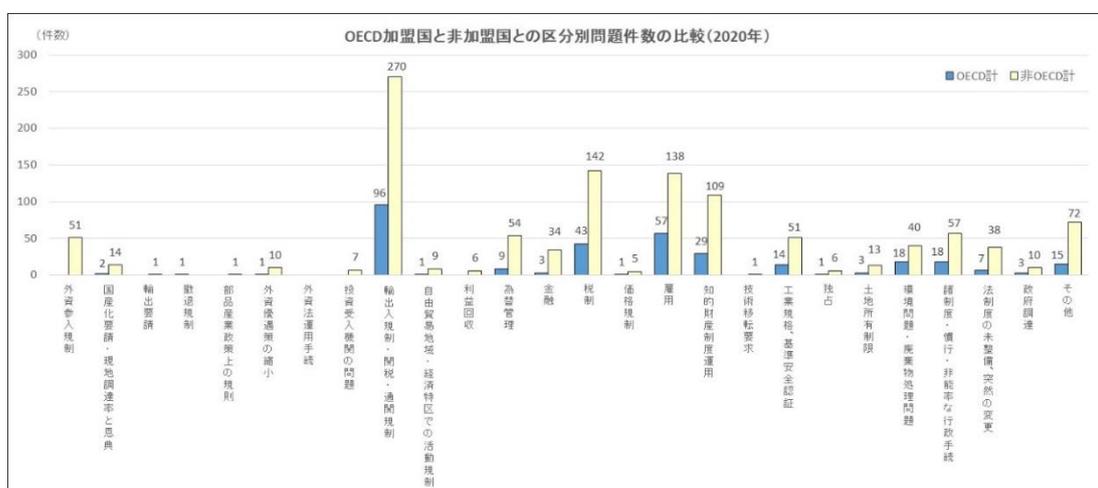
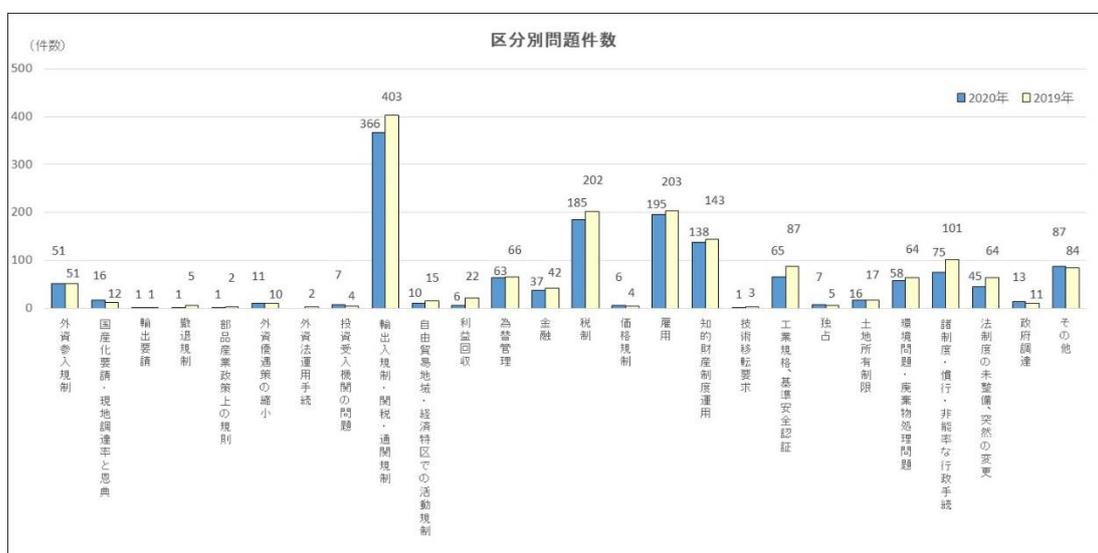
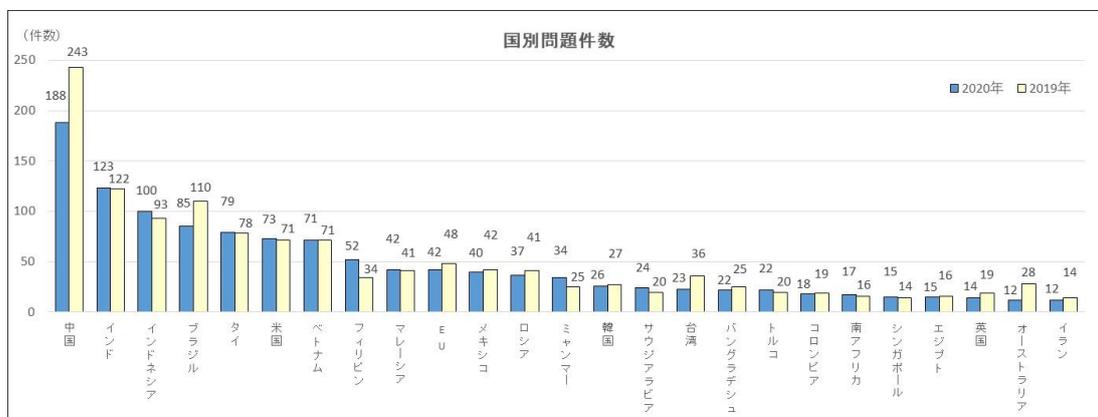
(2) 地域別特徴：新興国・途上国が問題指摘項目数合計の8割弱、有力新興国がランクの上位を占める

- ① 2020年調査は、世界83の国と4つの地域統合（EU、ASEAN、GCC、EAEU（ユーラシア経済連合））について問題指摘がなされている。
- ② 問題項目の総数は1,461と前年比-162で、うち新興国は1,139件と8割弱を占める。国別では、中国188件、インド123件、インドネシア100、ブラジル85件、タイ79件、米国73件、ベトナム71件、フィリピン52件、マレーシア42件、EU42件、メキシコ40件、ロシア37件、ミャンマー34件の順となっている。
- ③ 前年に比べ大幅な増加が目立つ国は、フィリピンが+18件、ミャンマー+9件、ナイジェリア+6件である。一方、減少が大きい国は、中国-55件、ブラジルが-25件、オーストラリア-16件、ベネズエラと台湾の-13件となっている。

(3) 項目別特徴：輸出入規制・関税・通関規制、雇用、税制、知的財産制度運用、諸制度・慣行・非能率な行政手続きの問題が全体のトップ5

- ① 問題項目の区分別総数の割合では、輸出入規制・関税・通関規制25.1%、雇用13.3%、税制12.7%、知的財産制度運用9.4%、諸制度・慣行・非能率な行政手続きの問題5.1%の順となっており、これら以外では前年に比べて国産化要請・現地調達率と恩典+4件、投資受入機関の問題+3件、価格規制+2件、独占+2件、政府調達+2件が増加した。
- ② 先進国では、新興国、途上国と比べて輸出入規制・関税・通関規制、雇用、環境問題・廃棄物処理問題の比重が高い。一方、新興国・途上国では、先進国と比較して外資参入規制、為替管理、金融、法制度の未整備・突然の変更の問題の比重が高い。

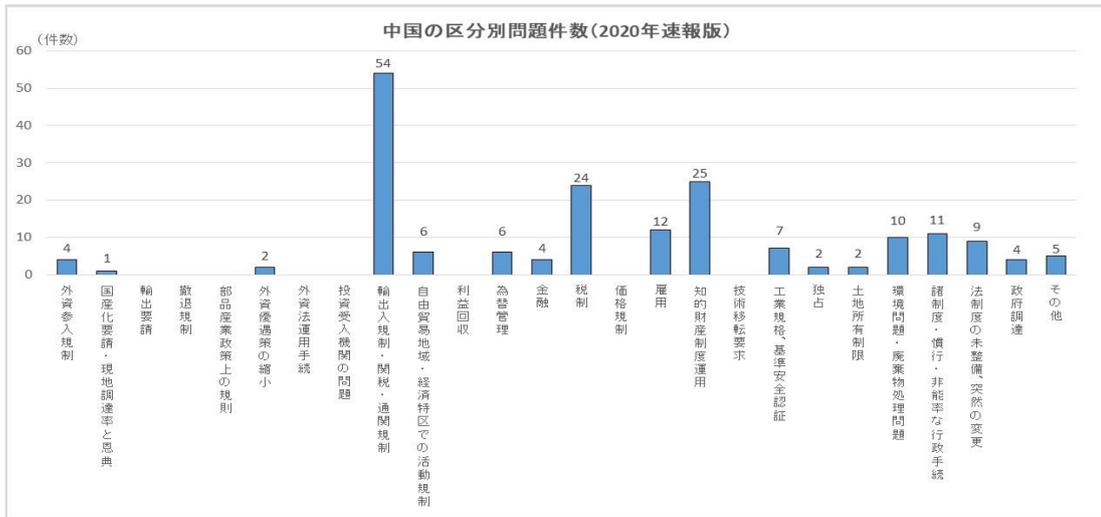
2020年速報版 各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望集計



2. 主要地域、国別の問題点

(1) 中国は、問題が広範囲にわたり件数も最多、前年比約2割減、輸出入規制・関税・通関規制、知的財産制度運用、税制、雇用の問題指摘が多い。

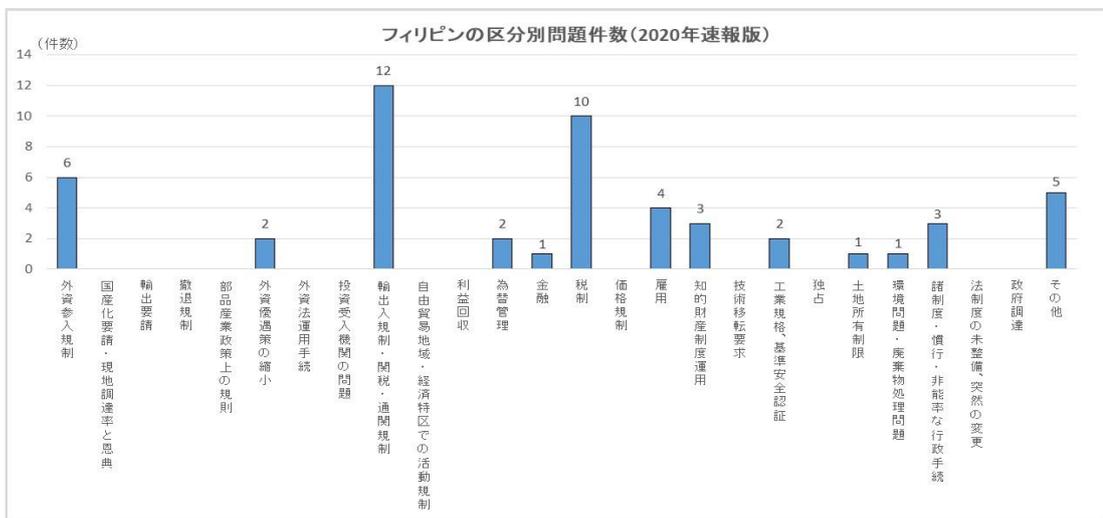
- ① 輸出入規制・関税・通関規制に関して、以下の問題指摘がある。
- ② HSコード適用や原産地判断が地方担当者により、不統一である
 - 1) 時計やプロジェクターの高輸入関税や鉄鋼の輸入規制等が、事業推進を困難にしている。
 - 2) 中古設備の輸入規制が、製造拠点を新設する際の障壁になる。
 - 3) 中国から海外への危険化学品輸出に関するラベル添付等の対応コストが大きい。
 - 4) 加工貿易を管理する為に2018年10月に導入された金関2期システムの運用が不安定である。システム障害等により出荷遅延等の問題が発生している。
 - 5) 2017年に導入された通関一体化により監査工数が増えている。異なるHSコードの製品を同一パレットに混載せざるを得ない為、監査の頻度が増えており、物流リードタイムへの影響が大きい。
 - 6) 米中貿易摩擦の影響により、通商法301条関連の物品関税が引き上げられ米国からの輸入製品のコストアップにつながっている。
 - 7) 中国輸出管理法(草案)は、中国の国家安全と利益確保を目的とする一方、諸外国の法制度と相容れない部分もあり、WTOルールに反する疑いがある。
 - 8) 中国を含めたRCEP(東アジア地域包括経済連携)協定促進への期待があったが2020年11月15日にインドを除いた15か国間で署名された。
- ③ 知的財産制度運用に関しては、以下の問題が指摘されている。
 - 1) 商標権侵害に対する行政の処罰が甘く、侵害が繰り返される問題が依然より指摘されている。
 - 2) 技術ロイヤルティに関わる中国から国外への送金には、商務局、著作権局商標局、知識産権局と多数の承認が必要であり、諸外国に比べて過剰な事務負担が掛かっている。
 - 3) 第一国出願義務がグローバルな研究開発を行う企業活動の実態から乖離している。
- ④ 税制については、以下の問題が指摘されている。
 - 1) 増徴税の還付手続きが煩雑である、還付されないことがある、乃至は遅延するとの指摘が継続的にされている。
 - 2) 移転価格税制について、移転価格の設定やロイヤルティの扱いについて曖昧、不透明であり、日中当局間での統一化が求められる。加え、移転価格調整金の支払いがほとんど認められていないため、適正価格のコントロールが困難である。地域による解釈の不統一もある。
事前協議制度(APA)に関して、正式申請前に長期間に渡る調整や実質的な審査が必要。
 - 3) PE課税について、幅広い解釈が行われるため、容易にPE認定されてしまう。日中間の租税条約の改正や運用改善が望まれる。



(2) 東南アジアでは、フィリピン、ミャンマーにおいて問題件数が増加、インドネシア、タイ、ベトナム、マレーシアは横ばい。

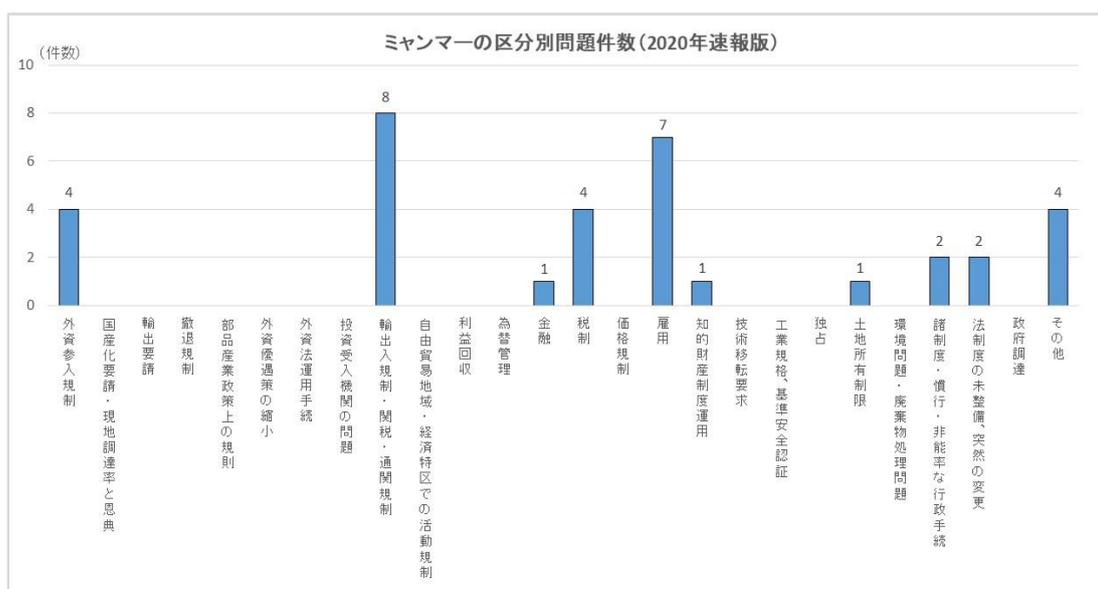
1) フィリピン：輸出入規制・関税・通関規制、税制、外資参入規制、雇用がトップ4

- ① 輸出入規制・関税・通関規制の問題に関して、輸入時に徴収する付加価値税支払いが煩雑であること、関税と合わせ過重負担であること、船積み前検査義務の負担が大きい。
- ② 税制に関して、付加価値税の還付が遅延すること、拡大源泉（法人）税や利益送金税など負担が大きいこと、制度が不透明との指摘がある。
- ③ 外資参入規制に関して、有価証券預託規制、運転資金規正、小売業の払込資本金規制が進出のハードルとなっている。
- ④ 雇用に関して、出向者の VISA 手続に掛かる時間が長すぎることで、職業訓練の不足等により技術者の確保が困難であること、社会保障協定が見締結であることによる社会保障費負担が指摘されている。



2) ミャンマー：輸出入規制・関税・通関規制、雇用、外資参入規制、税制がトップ4

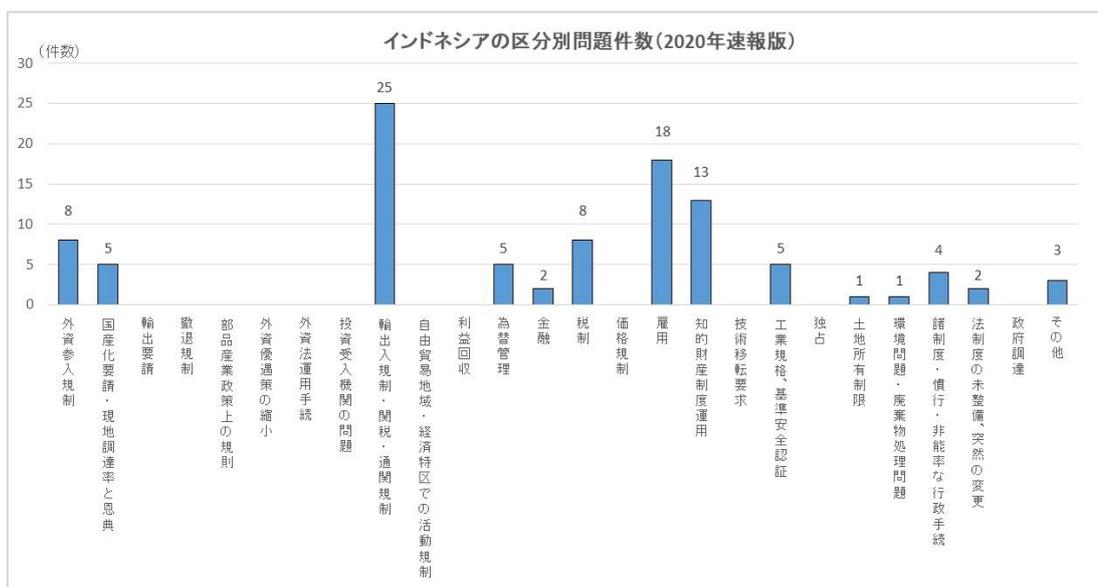
- ① 輸出入規制・関税・通関規制問題は、輸入ライセンス取得手続きがモデル毎に求められ煩雑であったがネガティブリスト方式に変更され、改善は見られるものの、引き続き緩和して欲しいとの指摘がある。中国との国境管理が不十分で通関をしていない製品が流入している。
- ② 雇用については、入国 VISA 取得に関して指摘がされている。旅行者の入国 VISA は免除されたものの、ビジネスビザは引き続き必要である。取得期間の短縮もされているが引き続き改善して欲しい。駐在員も現地保険制度に加入が義務付けられているが受益がなく現実的でない。
- ③ 外資参入規制に関して 2018 年に施工された新会社法により外資参入のハードルは下がったものの、外資 100%の参入が認められるところまで規制緩和を進めて欲しい。
- ④ 税制に関して、日本との間で租税条約を早期に締結して欲しいとの声が継続的にある。



3) インドネシア：輸出入規制・関税・通関規制、雇用、知的財産制度運用、税制、外資参入規制がトップ5

- ① 輸出入規制・関税・通関規制については、以下の問題が指摘されている。
 - 1) 輸入許可制度が頻繁に変更される。
 - 2) 船積み前検査の負担が重い。
 - 3) 保守部品の輸入規制により顧客対応が困難。
- ② 雇用に関して、以下の問題が指摘されている。
 - 1) 物価上昇率と経済成長率の前年比を考慮して算出される最低賃金の引上げ率が高く、経営への影響が大きい。
 - 2) 駐在員の VISA 取得に関する制度が複雑で事務負担が大きく、許可取得までの期間が長すぎる。緊急ビザの制度を使っても 3 週間程度を要する。

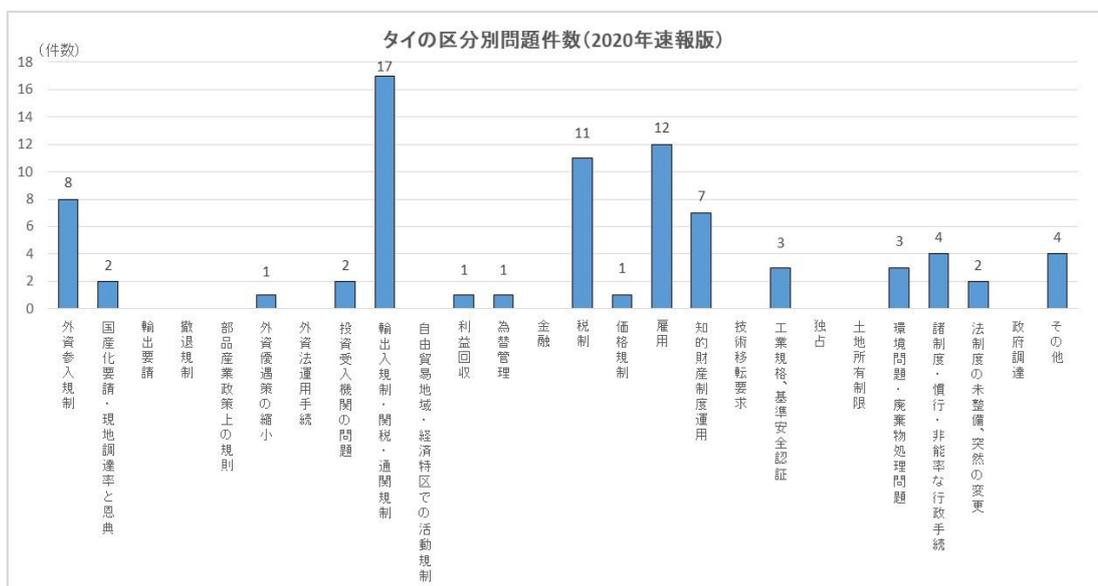
- ③ 知的財産制度運用に関して、特許出願から審査まで 6～7 年を要し長すぎる。出願公開期間が終わるまで実体審査が開始されない規定があることが問題。
特許査定時および拒絶査定時に分割出願できるようにしてほしい。
- ④ 税務調査・否認・追徴課税の不透明・恣意性税制に関して、多くの指摘がされている。(例：ロイヤルティ、ブランドフィーなどの否認や移転価格税制で法外な追徴の決定等)
- ⑤ 外資参入規制に関して、製造産業への資本金規制や、5 年以内の現地製造開始を義務付けていること、ローカルコンテンツ要求について、撤廃や緩和をして欲しい。



4) タイ：輸出入規制・関税・通関規制、雇用、税制、外資参入規制、知的財産権制度運用がトップ5

- ① 輸出入規制・関税・通関規制については、以下の問題が指摘されている。
 - 1) 税関の報奨金分配制度により不当な高関税が課されるケースがある。
 - 2) 輸入関税率、対象品目の恣意的な運用
 - 3) 特定原産地証明書の取得が困難である。
- ② 雇用に関しては、駐在員の労働ビザ申請手続きが煩雑、遅延が多い。
- ③ 税制に関しては、法人税等に関して、恣意的な調査が行われ、税還付に長期間を要するとの指摘がある。
- ④ 外資参入規制に関して、サービス業に関する規制が厳しいことや、土地法による土地取得制限が、新規ビジネス開始の妨げになっている。
- ⑤ 知的財産制度運用に関しては、以下の指摘がある。
 - 1) 特許の新規性の要件として、出願前に発明が国内公知公用でないことのみが規定され、タイ以外の国では公知である発明がタイでは特許権が付与される。世界公知公用はグローバルスタンダードになってきており、タイ特許法改正法案での採用を要望する。
 - 2) 出願公開時期の明確な規定がない。また、審査請求時期は出願公開公報発行日

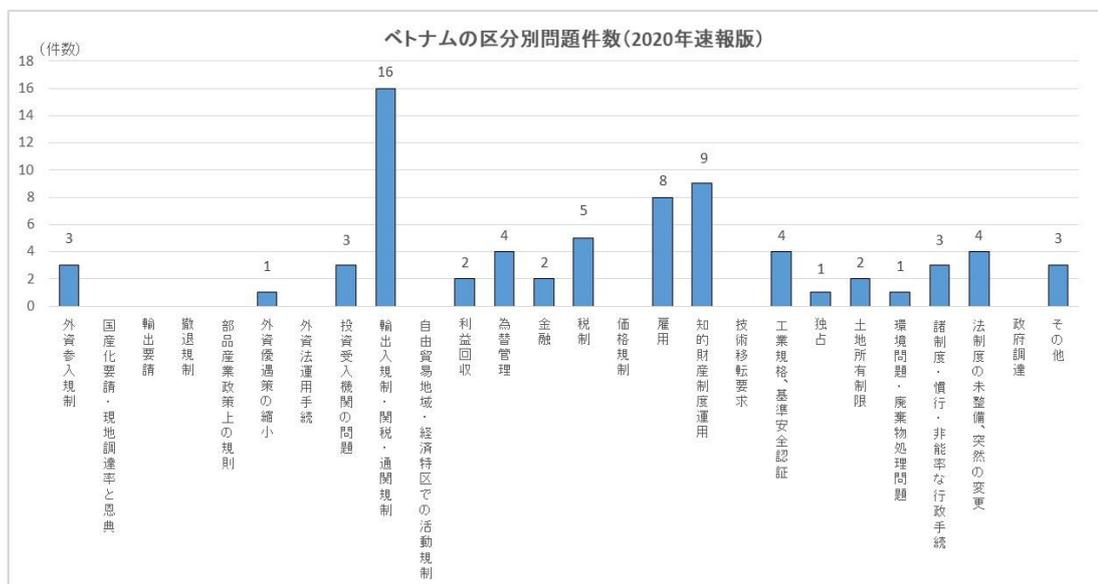
から5年以内と規定されているものの、出願日から出願公開公報発行日までの期間に幅がある為、出願後の審査請求期限を把握できない。出願公開時期を明確にする規定の新設、審査請求時期を出願日基準にする改正を要望する。



5) ベトナム：輸出入規制・関税・通関規制、知的財産制度運用、雇用、税制がトップ4

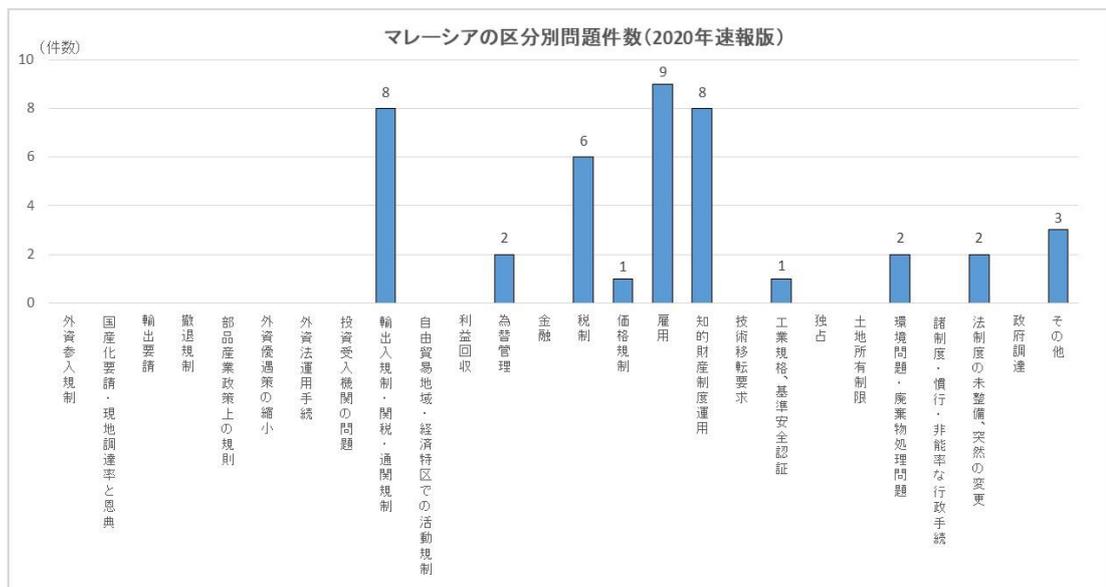
- ① 輸出入規制・関税・通関規制については、以下の指摘を受けている。
 - 1) 日越 EPA により、時計を始めとする関税が撤廃される方向であるがステージング期間が10年～15年と長いことが問題である。
 - 2) 石炭に高率な輸出税が掛けられ、輸出許可取得まで時間を要する。
 - 3) 輸入関税の課税基準が不透明で混乱を招いている。
 - 4) 2019年6月15日より改正中古機械の輸入規制での運用がスタートした。中古機械・設備と中古技術ラインとで異なる輸入条件が設定されたが、技術ラインの定義が明確とはいえない。
- ② 知的財産制度運用に関して、第一国出願義務が、多数国間に渡る企業の研究開発という今日の実態から乖離している。
- ③ 雇用に関して、以下の指摘がされている。
 - 1) 現地で就労ビザを取得する際に、ベトナムでは日本での3年以上の職歴が条件となっており、人財育成のための人事ローテーションに支障をきたしている。
 - 2) 外国人労働者の社会保険適用義務は、企業内異動の場合、社会保険適用の対象外となったものの定義が明確でないため、加入を強いられることがある。定義を明確化して欲しい。
- ④ 税制に関して、以下の指摘がされている。
 - 1) 短期出張者に対しても、ベトナムでの個人所得税納税義務が課せられることがある。

2) 移転価格文書化要求についてローカルファイル、マスターファイル、国別報告書（CbCR）の提出義務が年度末の90日以内と、他国の1年以内に比べて短すぎる。（なお、CbCRについては、その後、12カ月に延長された。）



6) マレーシア：雇用、輸出入規制・関税・通関規制、知的財産制度運用、税制がトップ4

- ① 雇用に関して、最低賃金の引き上げ幅が大きいこと、雇用課徴金の倍増、外国人雇用の凍結により労働力の不足が発生している。
- ② 輸出入規制・関税・通関規制について、鉄鋼の適合性評価証明書による輸入手続きの厳格化、輸入税免税の判断基準の不透明さ、セーフガード措置等が指摘されている。
- ③ 知的財産制度運用に関して、以下の指摘がある。
 - 1) 通常実体審査を一旦請求すると、修正実体審査に移行することができない。
通常実体審査を請求した場合でも、修正実体審査に移行することを認めて欲しい。
 - 2) 模倣品対策の手段としてのMDTCAによる侵害品の摘発は、摘発後数年が経過しても処罰が決定しないケースが多く、摘発後すぐに模倣品取引を再開し再度摘発される悪質な侵害者も見られ、抑止効果が不十分である。
 - 3) 税関が自らの職権で水際差止めが出来ず、模倣品の摘発後も処罰が決定しないケースも多いため、模倣品の取締りが不十分である。
- ④ 移転価格税制に関して、期間検証が法律上明確でなく、実務レベルでは認められていない。OECD原則に則り、最低3年程度の通算検証を認めるよう、法律により明確化して欲しい、との要望あり。

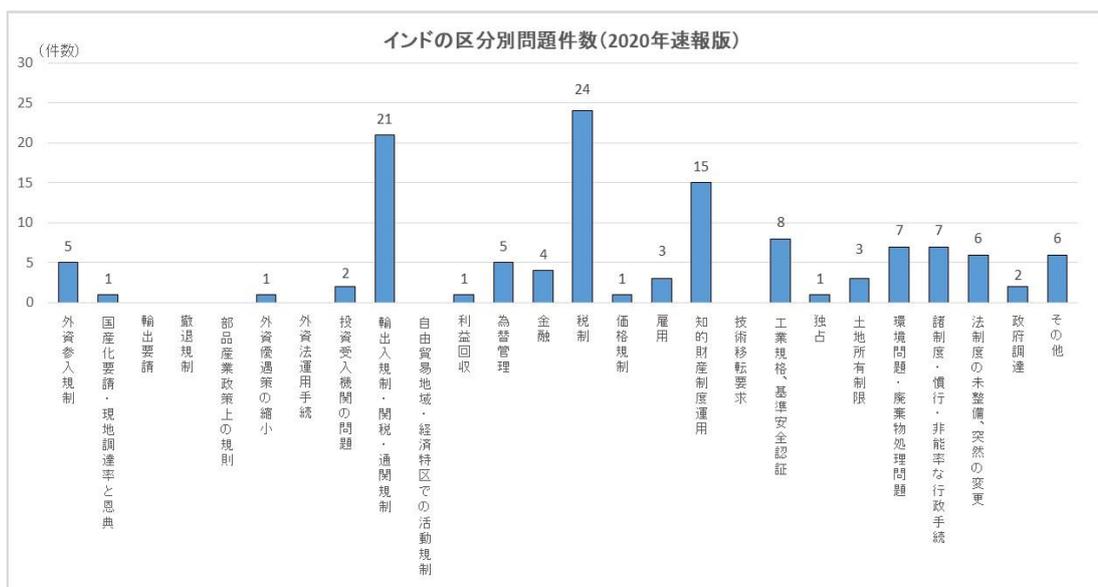


(3) 南西アジアでは、昨年引き続きインド及びバングラデシュに関する指摘が多い。問題件数はほぼ横ばい。

1) インド：税制、輸出入規制・関税・通関規制、知的財産制度運用、工業規格・基準安全認証がトップ4

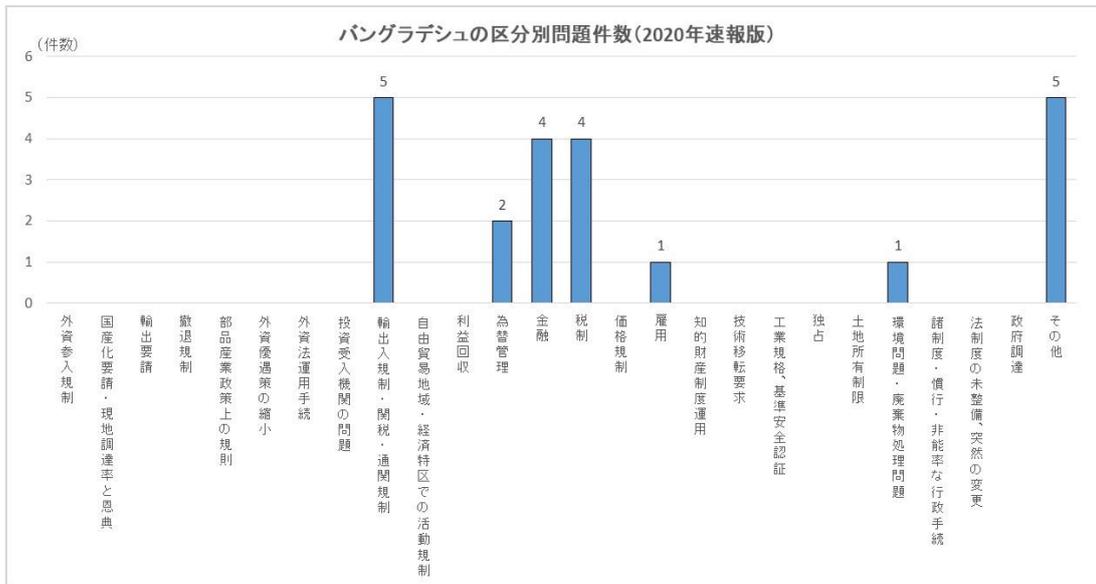
- ① 税制に関して、以下の問題が指摘されている。
- 1) 基本関税に様々な加算がされる問題について、付加価値税 (VAT) が無くなり GST が導入されたなどの改善はされているものの、GST の電子手続きが煩雑、品目の分類によって税率が異なる等改善が求められる。
 - 2) 日印租税条約に関し、使用料や技術役務に源泉税が掛かることが負担になっており、役務の定義も不明確である。
 - 3) 長期出張者の 183 日ルール of 適用方法 (日数の計算等) が不明確であり、OECD モデル租税条約の 183 日ルールに対応して頂きたい。
 - 4) 移転価格調査が各現法に対して不合理に実施される等インド進出の大きな障害となっている。
- ② 輸出入規制・関税・通関規制については、関税分類の適用が恣意的であること、ITA 対象製品にも課税されること、輸入通関時に申告する最高小売価格が、柔軟な販売活動の足かせになっていることが指摘されている。FTA 原産地規則に関して、RVC と CTC の一方を満たせば足りるように変更するなど、原産地規則を緩和して欲しいとの要望がある。
- ③ 知的財産制度運用に関して、以下の指摘がされている。
- 1) 外国出願に関する情報提供要件が不合理、不明確である。
 - 2) 特許実施報告書 (インドにおける特許発明の実施状況報告) 提出に情報提供義務は作成負担が大きく、廃止または記載項目の簡略化を要望。また機密情報に係る項目は非公表にしてほしい。

- 3) 第一国出願義務が、グローバル研究開発の実態に即していない。
- 4) 模倣品取り締まり対策が不十分である。
- ④ 工業規格・基準安全認証に関して、独自の規格取得が求められることや CB スキーム（電気機器安全規格）加盟国であるにも関わらず、海外期間が発行した CB レポートが認められないこと、BIS 規格に頻繁に変更が行われることが負担であることが指摘されている。



2) バングラデシュ：輸出入規制・関税・通関規制、税制、金融、為替管理、その他がトップ5

- ① 輸出入規制・関税・通関規制については、高額な輸入関税や恣意的な税率適用が指摘されている。補足税（supplementary duty）と呼ばれるセーフガード的な意味合いの強い輸入時の税金があり、自由貿易による新規産業の参入、ひいては FDI の増加の足枷となっている。
- ② 税制に関して、一部取引において、交換公文にて免税の扱いになっているにも関わらず、日本企業に納税負担が生じている事例がある。
- ③ 金融に関して、L/C 取引に関わるコンファーム枠が限定的であると指摘されている。
- ④ 為替管理に関して、L/C 決済に遅延が生じている。
- ⑤ 上記以外に、物流インフラの未整備や、政情や治安の不安定さ、不当な金銭要求等が指摘されている。



(4) 中南米では、前年同様ブラジルが最多、メキシコ、コロンビア、ベネズエラ、アルゼンチンが続く

1) ブラジル：雇用、輸出入規制・関税・通関規制、税制、知的財産制度運用、為替管理がトップ5

① 雇用に関して、以下の問題が指摘されている。

- 1) 出張者や赴任者のビザ取得に時間がかかり、緊急な対応に支障がある。入国ビザの期間が3ヶ月と短期でかつ、ブラジル入国に有効であるだけでなく、出国時にも有効である必要があるため、不便である。
- 2) 労働者過保護の労働法制が、競争力の確保を困難にしている。労働者保護の色彩が濃く、労働関連費用は他国に比べ高額。企業の経営状況や社会情勢の変化に合わせた降格・減俸・人員整理・処遇改定が実施できない。
- 3) 給与と従業員数において、ブラジル人の比率が2/3以上でなければならず小規模な事業所では対応が困難である。

② 輸出入規制・関税・通関規制については、以下の問題が指摘されている。

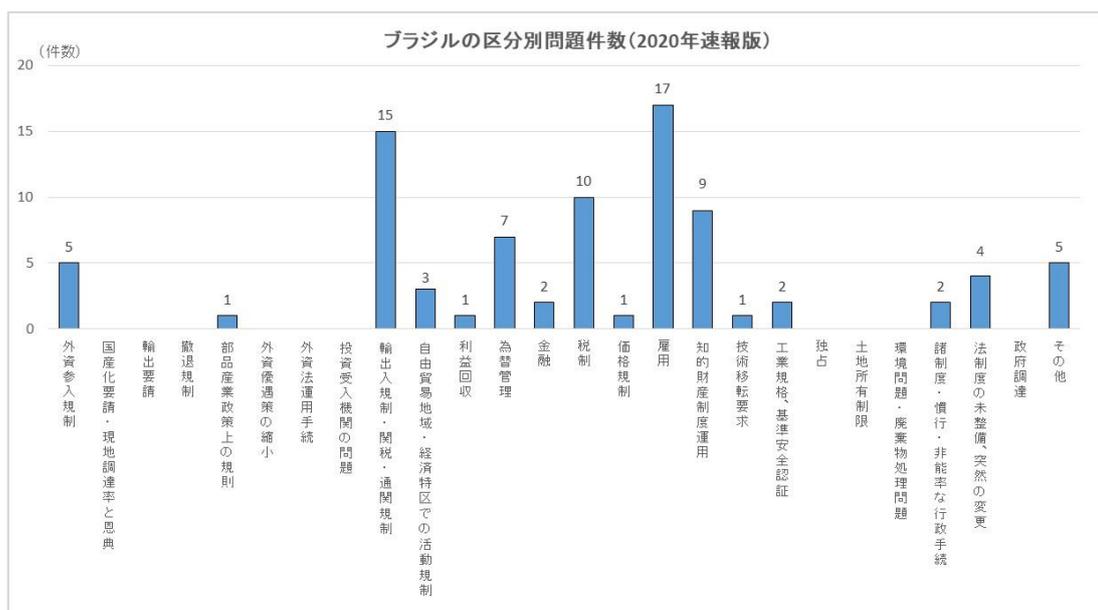
- 1) 客先を輸入貨物の荷受人として貨物を直接出荷し、代金決済は国内(ブラジル)にある子会社を通じて行うような仲介(三角)貿易が不可能。
- 2) 同カテゴリーの製品がメルコスール域内で生産されている場合、輸入品に高い関税が課せられる。(ex. ナイロン樹脂、PBT樹脂の輸入関税14%)
日メルコスール経済連携協定交渉を促進して欲しい。
- 3) 輸入税に加え付加価値税等の各種税金が課税されるが、その適用が不明確であり、税率が高い。関税関連の税制を簡素化して欲しい。

③ 税制については、以下の問題が指摘されている。

- 1) 連邦制、州税、市税など税の種類が多く複雑であり、改正が頻繁に行われる
- 2) 移転価格税制がOECDモデルに準拠しておらず、適用範囲も広いため、事務負担が過大である。

3) 間接税である ICMS 課税に還付制度があるものの、他州への販売の場合に、部分的にしか還付できないなどの制約がある。

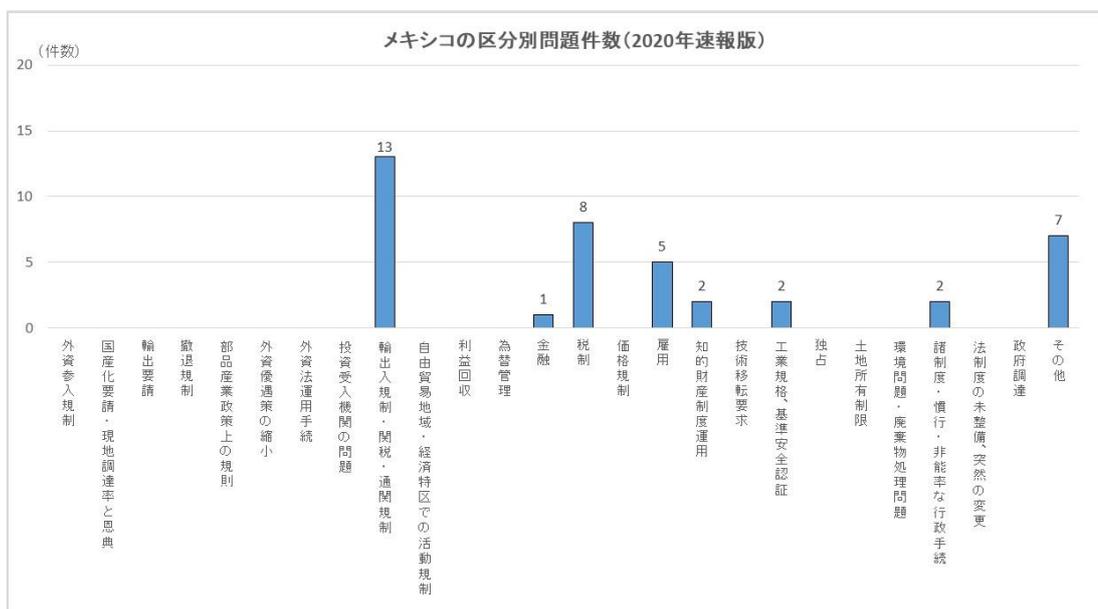
- ④ 知的財産制度運用では、審査期間が平均で8~9年、場合によっては10年を超えるなど実施的な知的財産保護が困難であると指摘されている。
税関による水際措置は、商標権侵害の製品を差し止めることを規定しているのみで、特許侵害製品の差し止めについては規定がない。特許侵害製品が税関により輸入差し止めされたケースは非常に稀との情報がある。



2) メキシコ：輸出入規制・関税・通関規制、税制、雇用、その他がトップ4を占めている。

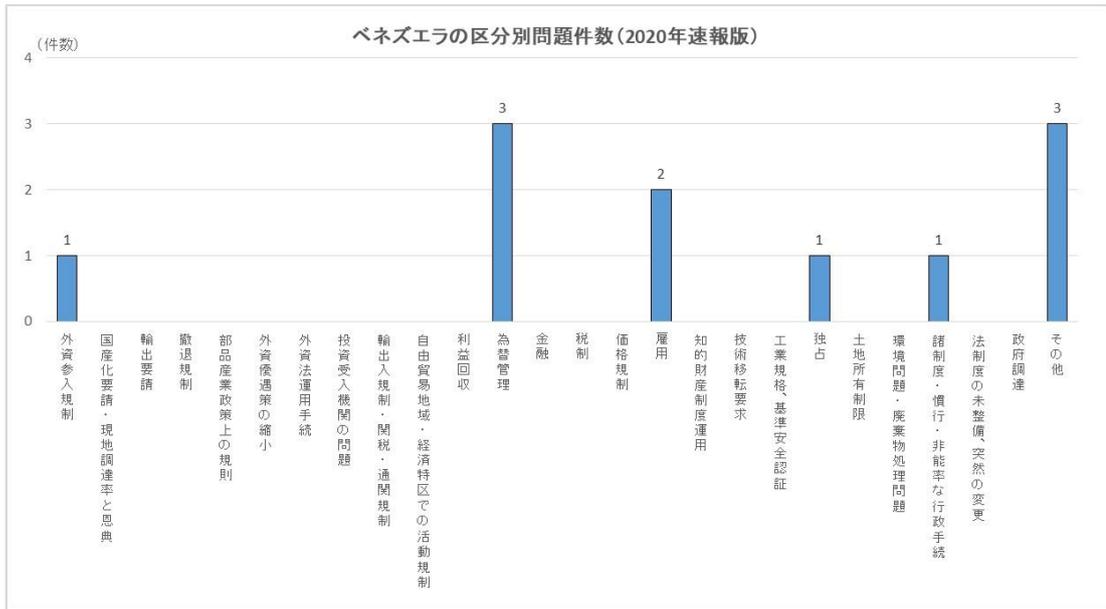
- ① 輸出入規制・関税・通関規制については、以下の問題が指摘されている。
- 1) 太陽光パネル（完成品）の輸入に対する関税分類基準を見直し、従来の HS コード「85.41 太陽光パネル」（無税）を「85.01 発電機」（15%）に変更。当局は、変更の理由は「ダイオードを含むため」とするのみで「バイパスダイオードは発電機能を有さず当局指摘のダイオードとは異なる」との主張を斟酌することなく否定。また、太陽光パネル国内産業が極めて限定的な規模であるにも関わらず、「国内産業振興」を目的として関税を課すことは不合理である。
 - 2) 日墨 EPA 原産地証明書に関して、日本輸出時の原産地証明書は HS2002 に基づいて作成しているが、メキシコ側の通関システムが HS2012 に変更されているため、免税が受けられないケースがある。関税優遇措置に際し、原産地証明/申請の手続きが煩雑過ぎる。
- ② 税制に関して現地の移転価格税制上、期間検証が原則認められていない。現地の損益は外的な要因にも左右されるため、単年度で確実な利益を確保するような移転価格の設定は実務上非常に困難である。また、更正された場合のペナルティも非常に高い。

- ③ 雇用については、労働者利益分配制度（PTU）が、競争原理に即しておらず経営を圧迫している。
- ④ 2019年の貨物盗難事件は全国で前年比約2割増加し、日系企業の被害は前年比倍増、特に鉄道輸送中の盗難は前年比3倍と急増している。貨物盗難による販売機会損失・生産ラインストップによるロスコストが発生しており、輸送セキュリティ強化の為のコスト負担も増加している。
- 新政権発足後1年が経過し、ようやく幹線道路・貨物鉄道上に於ける貨物盗難防止に対する本格的対策のパイロットプログラムが一部の州で実施され、一定の成果を出している。



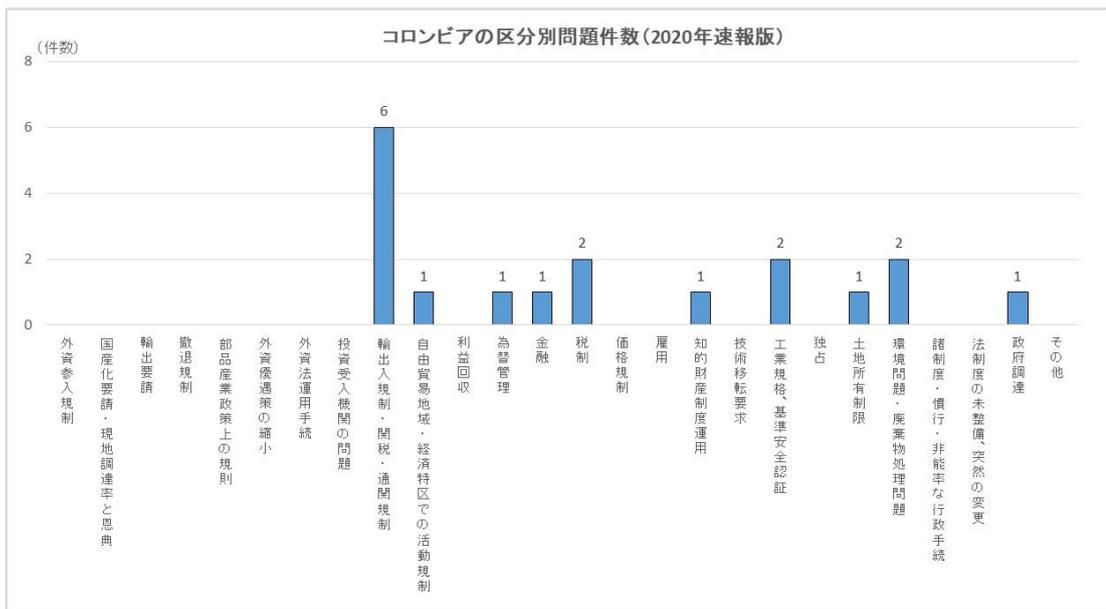
3) ベネズエラ：為替管理、雇用、その他の問題が上位。

- ① 恒常的な現地通貨 VEF の切り下げリスクが存在する。
- ② 雇用では、年5回の最低賃金引き上げや、過剰に労働者を保護している労働法や、解雇が大統領令で禁止されていることが経営の負担になっている。
- 低所得者層保護のため、労働市場は非常に硬直的。過度な労働者保護、労働条件の改定が容易ではない。最低賃金の3倍以下の労働者は、正当な理由なく解雇できない。実質的に正当な理由付けは非常に困難である。
- 大統領令による解雇禁止があり（2020年12月まで）非常に厳しい労働基準・安全基準を満たすため、多大なコストと労力を課せられている。
- ③ マドゥーロ氏とグアイド氏双方が大統領と宣言している事態により政情不安が続いている。ハイパーインフレーションは一段落しているが、現地の生活は不安定である。



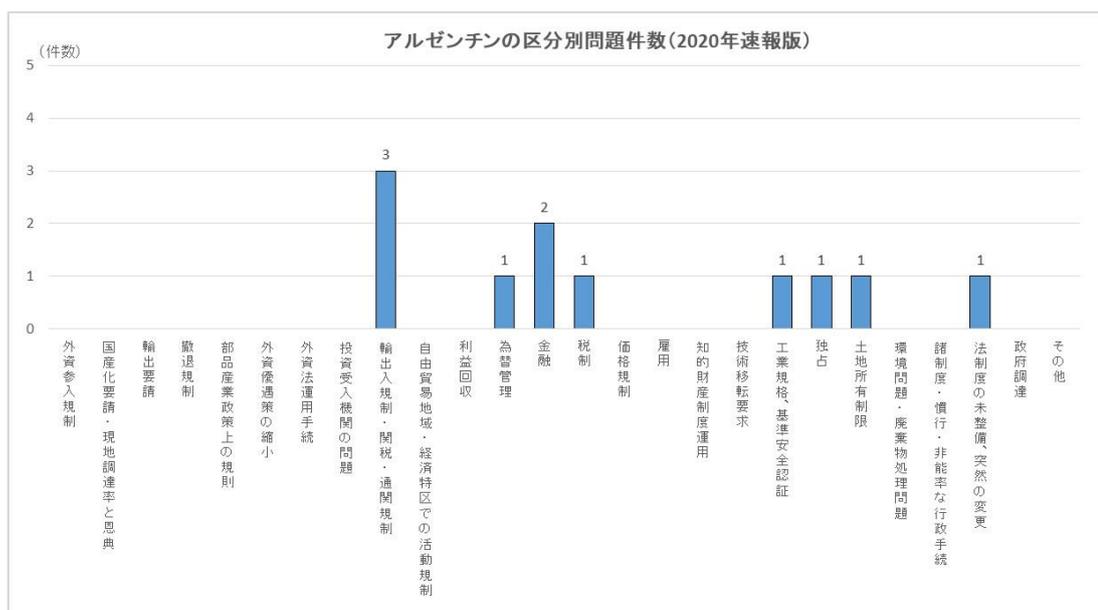
4) コロンビア：輸出入規制・関税・通関規制、税制、工業規格・基準安全認証問題の指摘が多い。

- ① 輸出入規制・関税・通関規制については、FTA/EPA の対象外品目であれば 5-15%の関税が課せられるので、日コロンビア EPA の早期締結が望まれる。
- ② 納税手続きが煩雑であること、頻繁に税制改正が行われることについて改善が求められている。
- ③ 工業規格・基準安全認証の問題に関し、2016 年度より冷蔵庫の省エネ認証が開始された (RETIQ)。コロンビア国内ラボでの実験データ採用が義務化され競争力における地場メーカーからの劣後が懸念されている。



5) アルゼンチン：輸出入規制・関税・通関規制、金融の指摘が多い。

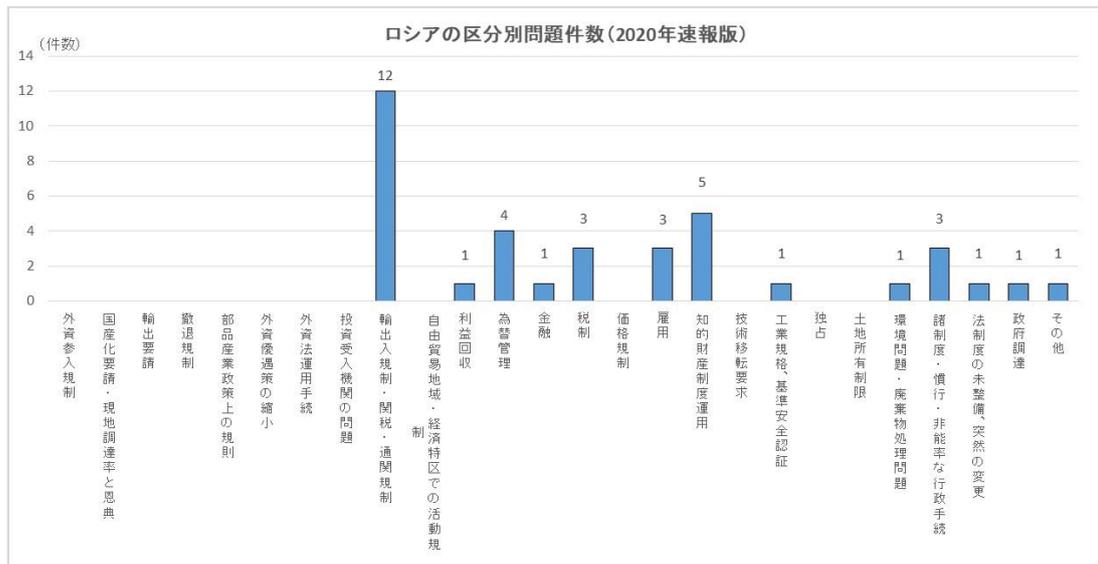
- ① 輸出入規制・関税・通関規制については、非自動輸入ライセンス取得手続の遅延・不透明さや、電気製品に35%という高関税がかけられているとの指摘がある。
- ② 金融規制に関し、外国品を輸入する目的の新規ファイナンスは、満額をアルゼンチン国内に入金・ペソに転換したうえで、当該商品の輸入時に、中銀の事前承認を得てサプライヤーに輸入代金を支払わねばならず、輸入者に大きな為替リスクが発生することについて改善が求められている。



(5) ロシア・CIS・その他は依然ロシアが最多

1) ロシア：件数は若干減少、輸出入規制・関税・通関規制、知的財産制度運用、為替管理がトップ3

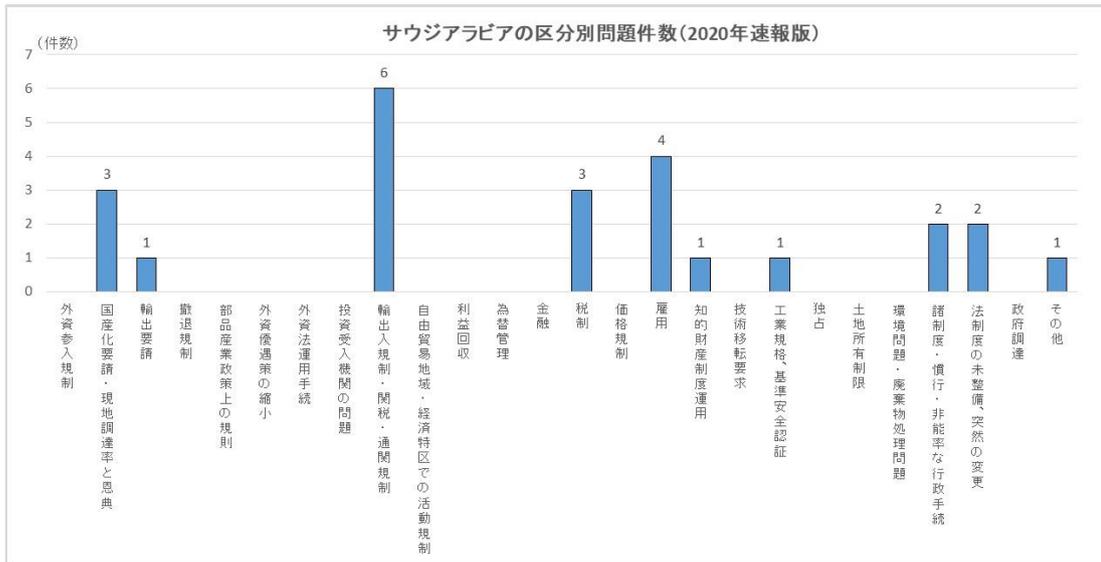
- ① 輸出入規制・関税・通関規制については、特に輸入手続きに関して、申告時に低価格申告と見做される、HSコードの相違がある場合に税率の高い分類へ修正するよう要求されるなどの指摘を受けている。
- ② 知的財産制度運用の問題については、模倣品が後を絶たず、模倣品業者に対する不十分な罰則・損害賠償、税関で没収した模倣品の保管・破棄費用が権利者負担との指摘を受けている。知的財産権執行法令強化、税関取締り強化を要望。
- ③ 為替管理に関して、契約書登録制度の下、企業は登録された契約に関する取引の証明書類を提出することが求められ、従来の Passport of Deal と実質的に煩雑さが変わらない。契約を登録した先の銀行とのみ取引をする必要がある。許可は銀行を経由して取得するものであるため、取引銀行を固定化し、ユーザーの自由度を狭めることになることから、ユーザーにとって手数料削減交渉の点で不利となる。事前届け出による外貨送金規制や輸出への対価を国内に還元する義務が、事業の足かせになっているとの指摘がある。



(6) 中東・アフリカ：問題件数が増えたサウジアラビア、ナイジェリア、横ばいのエジプト、イラン、南アフリカ

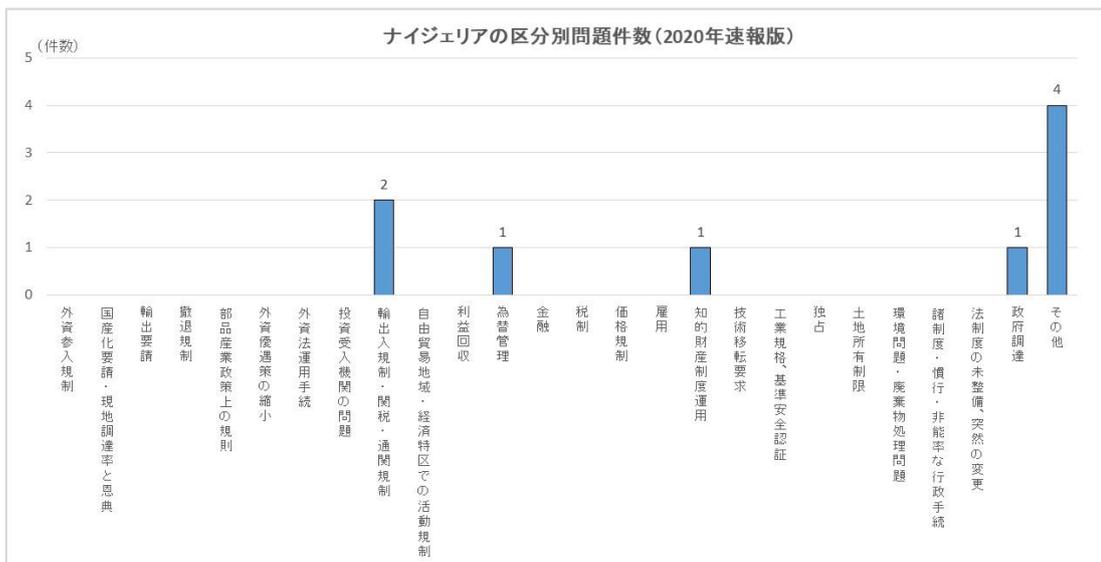
1) サウジアラビア：輸出入規制・関税・通関規制の問題が依然多く、続いて雇用、国産化要請・現地調達率と恩典、税制の問題が多い。

- ① 輸出入規制・関税・通関規制については、以下の問題指摘がある。
 - 1) 現地特有の規格であるサウジスペックへの対応に伴う出荷前、通関時検査が煩雑であることや、独自の規格である SASO の対応コストが高額で出荷リードタイムへの影響が大きいとの指摘が継続的にされている。
 - 2) 事前通告なしに通関規制が行われるケースがある。
- ② 雇用については、「サウダイゼーション」と呼ばれる一定比率のサウジ人雇用が義務付けられている。
- ③ 国産化要請・現地調達率と恩典の問題について、サウジアラムコ社は IKTVA(イクトバ) と称する現地化推進プログラムを持ちサプライヤーに国産化、現地調達率を上げる様強く要請しているが、その評価基準が明確でなく、努力した企業に恩恵が与えられているようにみえない。
- ④ 税制に関して、外資企業の法人税 20% に対し現地企業は喜捨税 2.5% のみ、外資貴企業および当国企業が参加する事業投資案件 (IPP、IWP) 等において公平な競争を阻害している。



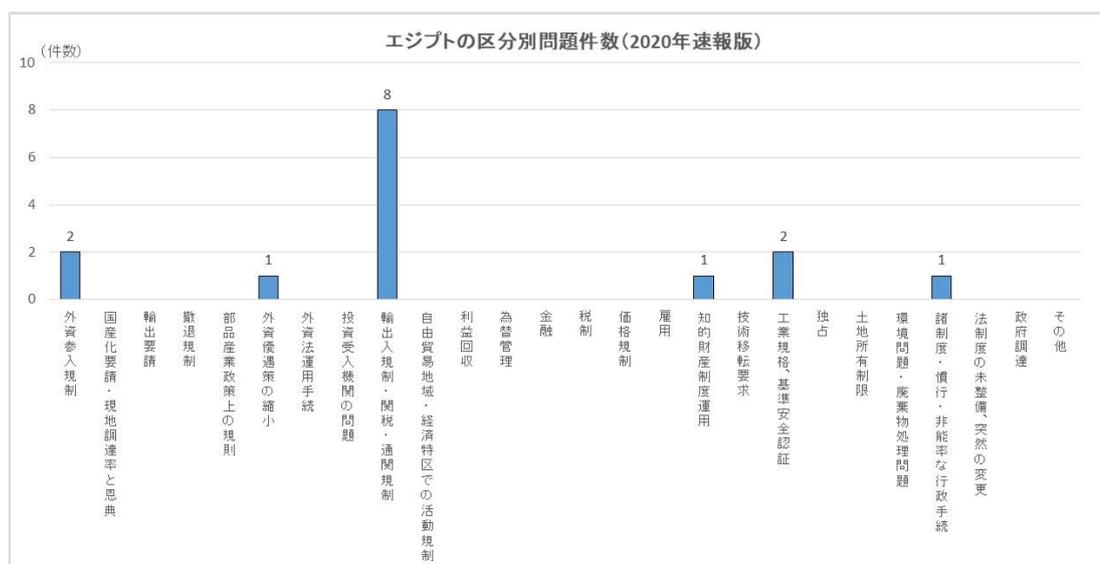
2) ナイジェリア：問題件数が急増。インフラの未整備、治安の不安定など様々な問題について指摘あり。

- ① 電力や交通網等のインフラが未発達となっている。停電が頻発しており、住居の他、製造業等においては、自前のジェネレータ設置が必要。また交通網の未発達からラゴスでの渋滞が著しく、移動にはかなりの時間を要する状況。経済活動に支障を期たしている。
- ② 港の混雑の為、商品のクリアランス作業が遅れ煩雑化。また作業全体が非常に官僚的なものであり、組織の腐敗が依然として大きな問題となっている、
- ③ 輸出入規制・関税・通関規制に関して、関税と輸入量制限の両方を設けており、海外から競争力の高い商品が入ってくるのを阻害し、国内産業を保護している。



3) エジプト：問題件数は横ばい、輸出入規制・関税・通関規制の問題が最も多く、次いで工業規格・基準安全認証関連、外資参入規制の指摘がある。

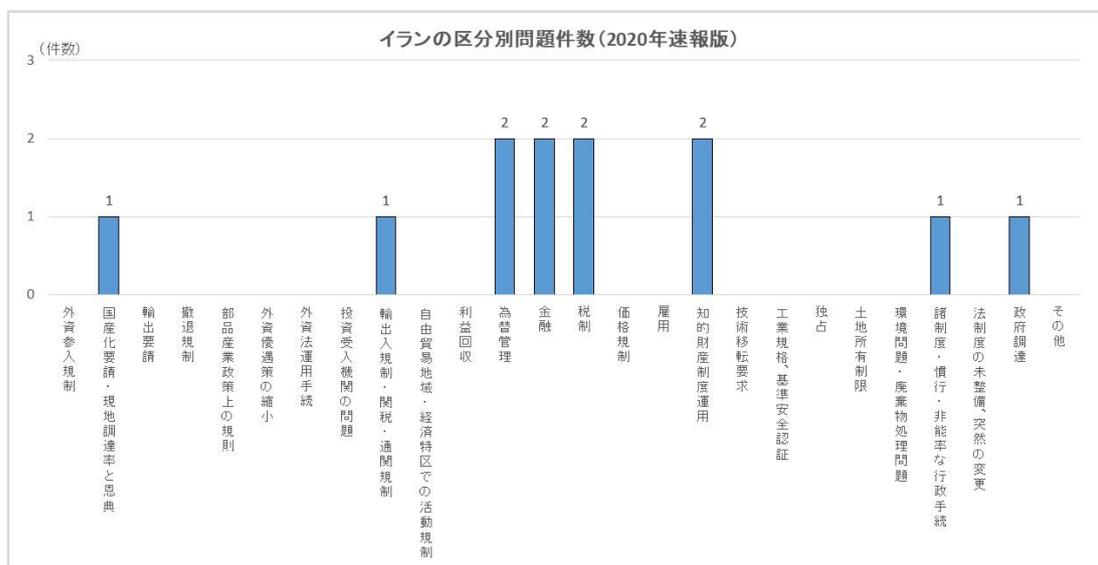
- ① 輸出入規制・関税・通関規制については、General Organization for Export and Import Control (GOEIC) に新工場登録を要求されており、この登録が完了するまで、輸入を制限される。登録には文書提出後、通産省からの承認を得るまで、約2ヶ月間待機しなければならない。税関による関税率変更が施行期間なしに変更されるため、変更の都度、新関税率への対応と当局とのネゴシエーションを行う必要がある。
- ② 工業規格・基準安全認証関連に関し、新エジプト標準規格がグローバル標準規格と合致していないことから、グローバル基準に合致していても、都度エジプト標準規格に合わせた検査対応をしなければならない。
- ③ 外資参入規制に関して、輸入法の規定により、輸入を行うエジプト企業の51%超をエジプト企業が保有しなければならない点が、現地法人設立の阻害要因となっている。



4) イラン：問題件数は横ばい、為替管理、金融、税制、知的財産権関連の指摘が多い

- ① 為替管理について、政府介入により徐々に公定レート(補助金レート)・市場レート以外の各レートの近似化が図られた。事務所経費等に於いて、未だ公定レート以外での両替に応じない或いは両替自体に応じない市中銀行もおり、事務所運営に支障が出ている。
- ② 金融に関して、米国制裁に伴うイラン市中銀行による自主規制により、既存契約に於ける債権回収に多大な時間・追加費用(人件費・弁護士費用等)が掛かっている。
- ③ 知的財産権関連では、税関登録制度がなく、税関差止めは、裁判所の差止め命令が必要であるが、貨物を特定し裁判命令を受けることは困難である。税関に知財権侵害貨物を職権での差止め権限を付与すること及び税関登録制度の制定を望む。
- ④ 税制に関して、税務調査において業務委託料・賃貸費用・福利厚生費用等の事業活

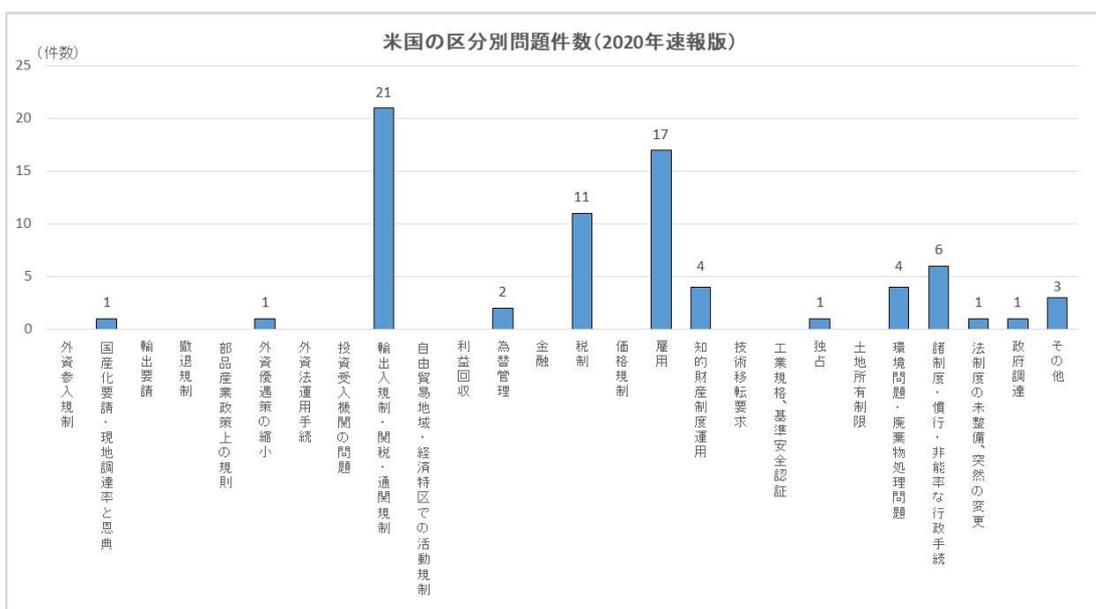
動に不可避な費目が大々的に否認されるケースが頻発している。根拠及び判断の合理性に欠けた徴税目的の否認が横行している。



5) 南アフリカ：問題件数は横ばい、輸出入規制・関税・通関規制、雇用、工業規格・基準安全認証に関する指摘が多い。

- ① 輸出入規制・関税・通関規制について、輸入品はテレビ 25%、エアコン 15%、冷蔵庫 25%と高率（国内組立製品、EU 製は一部免除）。Excise Duty 物品税も追加で負荷される、一方、洗濯機(1 タブ仕様)、美容関連商品などは無税。明確な基準と高関税是正のロードマップが求められる。
- ② 雇用については、南アフリカの永住権を持たない外国人職員を雇用する場合、手間のかかるプロセスを踏んだ上で、その外国人職員でないといけないことを証明した後、雇用し、ビザ申請に進むというプロセスになり、煩雑である。
- ③ 工業規格・基準安全認証に関して、輸入通関に安全規格認証 LOA 提示が求められる。これを取得するために①CB Report ②EMC 準拠 ③Energy Efficient Report の提出が必要。一部商品では④南アフリカ専用プラグ仕様が求められる。また、必要書類提出後、2～3 ヶ月経って追加書類、訂正等を求められ、再提出後更に、認証取得待機 6 ヶ月掛かることもある。昨年まで 3 ヶ月であった認証取得期間が、ローカル生産品に対しては 1～2 ヶ月程度で認可される一方、輸入品には 6 ヶ月以上を要する。商品切替えサイクルが通常 1 年である当業界において、タイムリーな新製品導入ができない。

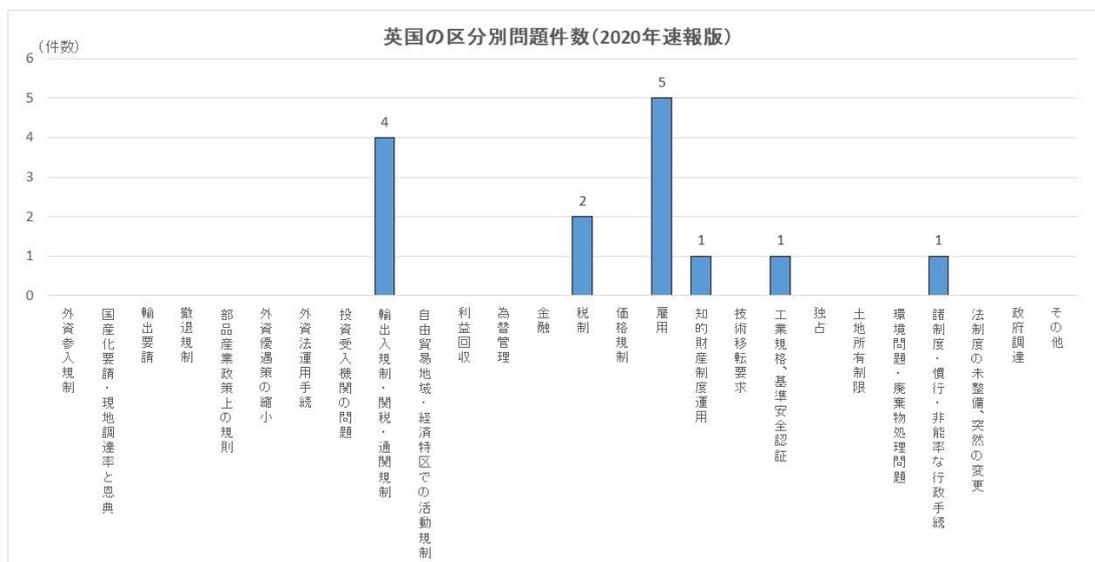
- ③ 税制については、日米租税条約の一部を改正する改正議定書の早期米国議会承認を求める声があったが、2019年8月30日に発効に至った。
- ④ 米、日本、EUが技術転送やデータフロー、その他技術関連問題に関するE-Commerceの合意に向けての交渉は、WTOの改革政策に含まれている。EUの動きは遅いものの、日米が協力して統一ルールの導入を働きかけている。
- ⑤ 環境問題・廃棄物処理問題について、カリフォルニア州における環境規制であるプロポジション65の対象規制物質が1,000を超えることや、評価基準の測定が困難であることや、難燃剤の含有禁止規則の対応コストが大きいことが指摘されている。カリフォルニア州法と米国連邦法で同様の規制に対して要項や対象の定義が異なる場合がある。
- ⑥ 知的財産制度運用については、先行技術の開示義務、外国出願・審査情報の開示義務及び発明者宣誓書並びに譲渡書の提出義務について、その対応負担が重いことや、第一出願義務の法令が不明確で、有効な知的財産権の確保が困難であることが指摘されている。



2) 英国：雇用、輸出入規制・関税・通関規制、税制に関する指摘が多い。Brexitの懸念はあるものの問題数は減少傾向。

- ① 英国国内でビザ更新手続きを行う際、2018年に導入された新しいビザ更新プロセス導入後、以前よりビザ更新手続きが完了するのに時間を要するケースが発生している。
- ② 2020年1月末にて正式に英国がEUを離脱し、日英二国間のEPA（特定原産地証明書）に関する原産性の確定方法や、産地証明書の発行管理などへの関心が高まっていたところ日英経済連携協定が2020年9月に大筋合意に至った。
- ③ OECD、G20等国際的な枠組みで、電子経済における新たな課税措置の導入が検討されているが、合意には至っていない。こうした中、英国が単独でデジタルサービス

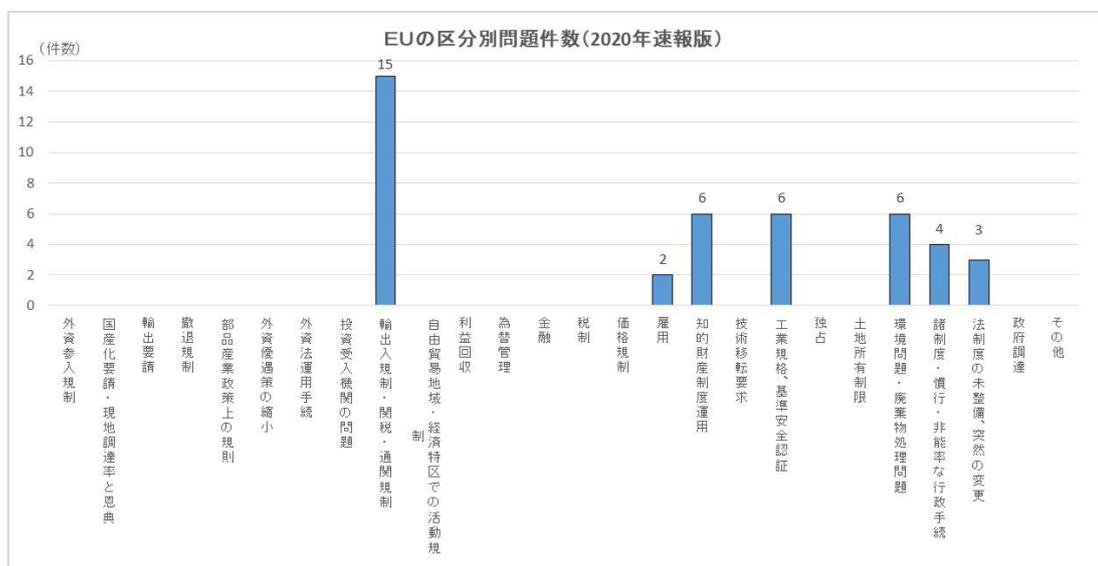
税（DST:売上に対する課税で法人税からは控除できない）を導入することにより、クロスボーダーで事業を行う納税者にとっては二重（または多重）課税となりかねない複雑な課税につながる懸念される。



3) EU: 加盟国間での規制不統一措置が依然問題視されている。輸出入規制・関税・通関規制、工業規格・基準安全認証、環境問題・廃棄物処理問題、知的財産制度運用の問題、諸制度・慣行・非能率な行政手続きが多数を占める。

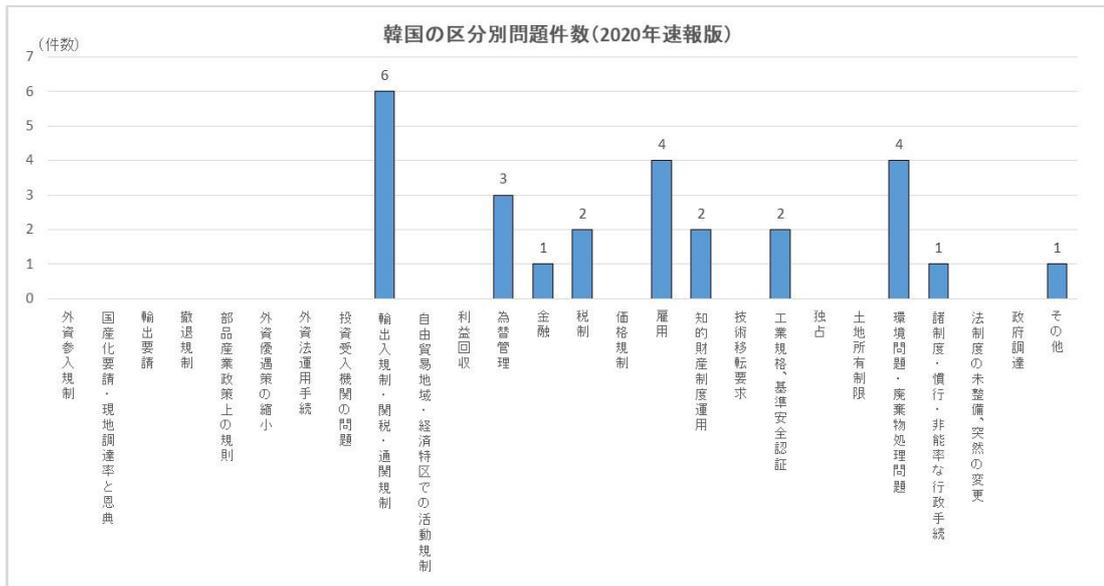
- ① 輸出入規制・関税・通関規制については、欧州各国税関毎に関税分類に関する見解が異なることがあり、EU内のある国で認められた内容が別の国では認められないこと等により、企業が一貫性のある対応を行うことが困難で混乱が生じている。
日 EU EPA が 2019 年 2 月 1 日に発効し、多くの製品で関税即時もしくは漸次的撤廃・引き下げとなっているが、当該措置の対象となる原産地規則（計算方式・定数）が他地域 EPA/FTA と比して厳しすぎる物品も少なからず見受けられる。
- ② CE マークの過重な負担が依然指摘されている。
- ③ 環境問題・廃棄物処理問題については、欧州廃棄物枠組み指令が 2018 年 6 月に改正され、2021 年 1 月 5 日より、製品を EU 域内市場に上市している企業等は、欧州化学品庁（ECHA）が構築するデータベース（SCIP）への SVHC 情報の登録が要求される。しかし、2020 年 1 月時点でも未だに入力すべき情報は未確定で、データベースも未完成という状況である。義務を負う企業にとっては膨大な作業負担となることが懸念されるため、施行日直前に明確化されても十分な対応準備ができない可能性がある。
- ④ 知的財産制度運用に関しては、以下の問題が指摘されている。
 - 1) 私的複製補償金制度について、支払義務を履行しない業者の存在、越境取引での二重課金、業務用製品への課金等の問題指摘がある。
 - 2) 著作権補償制度である補償料が加盟国間で不統一である。
- ⑤ 諸制度・慣行・非能率な行政手続きについて、2018 年 5 月 25 日適用以降、GDPR と

現在適用されている EU プライバシーおよび電子通信指令（2002/58/EC）およびその現地の実施法との間の相互作用を正しく評価することは困難であり、EU レベルでの調和の欠如、そして部分的には法的な不確実性にもつながる。



4) 韓国：輸出入規制・関税・通関規制、雇用、環境問題・廃棄物処理問題、為替管理の件数が多い。

- ① 輸出入規制・関税・通関規制については、時計類への高輸入関税、鉄鋼製品への長期に渡るアンチダンピング課税の他、ITA 付属書 B 該当製品として無税通関すべきデータプロジェクターに対して、高関税を賦課している。
- ② 雇用については、外部業者への業務委託において、雇用労働部（韓国の厚労省に相当）が「下請法」等の運用ルールを厳格化したことで、委託元から委託業者への業務指示に制限ができていない（以前は外部業者の管理者を通じて制限なく業務指示が出せたが、現在は認められない）。業務指示に制限がでると外部業者の活用ができなくなり、製造設備の稼働状況の変動に対応ができなくなる。
- ③ 昨年末、資源の節約とリサイクル促進に関する法律施行令等が公布され、包装材のリサイクル容易性評価及び評価結果の表示が義務付けられた。申請手続き詳細が示されないままに、施行開始となったため、企業は混乱している。評価基準に曖昧性があり、等級判定に難しさがある。
- ④ 為替管理の問題について、非居住者との債権債務相殺、外貨資金送金の規制が厳しく、可能な場合でも許認可取得手続きが煩瑣である。



以上

「貿易・投資円滑化ビジネス協議会」は、約 130 の広範な貿易関連団体により構成され、1997 年から日本企業が海外事業活動において直面する国際貿易及び外国直接投資等での諸問題の検討を行い、意見を取り纏め、日本及び外国の政府等に改善を要望してきた。現在調査対象として全世界各国及び 4 つの経済統合 (EU、ASEAN、GCC、EAEU) をカバーしている。